

引揚者はとどけよう

在外財産の実態調査

外地で生活していたが、後、戦争が原因で、あるいは財産がなくなってしまったというひとの補償問題を審議するため、社団法人「引揚者団体『全国連合会』が主體となつて「在外財産実態調査」をおこなうことになりました。

該当者はつぎのとおりで

在、外地で生活していく、

同年代以後に引揚げたひ

とです。(現地召集以外の

軍人、軍属を除く)

▽昭和十六年十二月八日以

来、もれなく調査票を

(昭和二十二年)にもとづく引揚者給付金、遣族給付

金の受給者はもちろん、在

外生活六ヶ月未満、または

所得税額高額のために給付

されども、私有財産が外地に

あつたひとです。

▽昭和二十年八月十五日現

在、住所は内地にあつたけ

どです。印かん持参で提出してくだ

いで、引揚者団体吉原支部まで、

印かん持参で提出してくだ

いで、引揚者団体吉原支部まで、

印かん持参で提出してくだ